

兵庫県公報

平成22年2月18日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

公 告	ページ
○ 平成22年度兵庫県本庁事務用共通封筒への掲載広告の募集について（文書課）	1

公 告

平成22年度兵庫県本庁事務用共通封筒への掲載広告の募集について

平成22年度において、本庁の各課室が使用する事務用共通封筒の裏面に有料広告を掲載する企業・団体（広告掲載権者）を募集する。

平成22年2月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 広告の掲載期間・広告媒体

平成22年6月1日から平成23年3月31日までの期間（10箇月間）において、本庁の各課室が用品単価契約により調達する県封筒（以下「県封筒」という。）に広告を掲載する。

（注）本庁各課室による県封筒の発注は、年度後半に集中する傾向があるため、県封筒の在庫状況等により、次のようなケースが生じる。

ア 平成22年度において、前年度以前に調達した旧版の県封筒が使用される。

イ 平成22年度に調達した県封筒が、翌年度以降に使用される。

2 県封筒の仕様等

封筒の種類	長形3号（定型）	角形2号（A4判）
用紙	クラフト紙、サイド貼り	同左
広告掲載箇所	裏面（縦10cm以内×横16cm以内）	裏面（縦20cm以内×横22cm以内）
広告刷り色	黒1色	黒1色
その他	(1) 広告デザインは、2種類の封筒について同一のものでも可。 (2) 枠外に次の旨を表記する。 「兵庫県では、財源確保のため、広告を掲載しています。 広告に関するお問い合わせは、〇〇〇〇（広告主の名称・電話番号）へお願いします。」	

（参考）過去の発注実績（各年度6月分～3月分）

年 度	長形3号（定型）	角形2号（A4判）
平成18年度	320.6 千枚	408.5 千枚
19年度	215 千枚	247.3 千枚
20年度	349.7 千枚	294.7 千枚

3 県封筒の主な使用先

県内市町、各省庁、各種団体、県民及び企業等

4 募集する広告掲載権者

広告掲載権者は、長形3号及び角形2号の2種類の県封筒を通じて1者とする。ただし、関連する企業・団体が共同して応募し、2の広告掲載箇所を分割して複数の企業・団体の広告を掲載することができる。

5 広告掲載権者の要件

次のいずれかに該当する企業・団体は、広告掲載権者になることができない。広告掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 県税について滞納がある者
- (2) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (4) その他広告掲載権者として適当でないと県が認める者

6 広告の掲載基準

県封筒に掲載する広告は、広告としての品位を有するもので、兵庫県への信頼を損なうおそれがないものとし、次のいずれかに該当する場合は、掲載できない。

- (1) 法令、規則等に反するもの
- (2) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (3) 第三者を誹謗中傷又は排斥するもの
- (4) 第三者の著作権、財産権又はプライバシー等を侵害するおそれがあるもの
- (5) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (6) 社会問題その他についての主義、主張又は意見表明に関するもの
- (7) 誇大又は虚偽広告のおそれがあるもの
- (8) 消費者被害の発生及び拡大のおそれがあるもの
- (9) 当該広告内容を、県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (11) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (12) 青少年の健全な育成に反するおそれがあるもの
- (13) 個人の氏名広告に当たるもの
- (14) 求人広告に関するもの
- (15) その他掲載する広告として適当でないと県が認めるもの

7 応募における提出書類

- (1) 応募を希望する企業・団体は、アの申込書に応募金額を明記の上、イからエまでの書類等を添えて提出すること。

ア 平成22年度兵庫県本庁事務用共通封筒広告掲載申込書（様式第1号）

イ 広告デザイン原稿（長形3号掲載用及び角形2号掲載用の2種類とし、電子データ及びこれを紙出力したものによる。）

ウ 企業・団体の概要（事業の内容・実績、資本金、従業員数等）を記載した書類

エ 5の(1)から(3)までの要件に該当しないことの誓約書（様式第2号）

ア及びエの様式は、兵庫県のホームページに掲載する。

アドレス http://web.pref.hyogo.lg.jp/pa13/pa13_000000149.html

- (2) 4のただし書の場合における前項の書類の提出に当たっては、代表となる企業・団体を明示するとともに、連名で提出すること。
- (3) 広告デザイン原稿の作成その他の応募に要する費用は、応募者の負担とする。

8 広告掲載料（応募金額）

- (1) 広告掲載料の応募金額は、長形3号及び角形2号の2種類の封筒を合わせて、次のとおりとする。
 - ・希望価格 100万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）
 - ・最低制限価格 70万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）
- (2) 決定された広告掲載権者（4のただし書の場合にあっては、申込書に記載された代表者）は、兵庫県が別に指定する日までに、兵庫県が指定する方法により広告掲載料（応募金額）を納付しなければならない。
- (3) 納付された広告掲載料は、返還しない。ただし、特別の事情があると県が認めるときはその全部又は一部を返還する。

9 広告掲載の申込期間・申込方法

平成22年2月18日（木）から同年3月11日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5

時まで（正午から午後1時までを除く。）に、7(1)の書類等を13の場所へ持参により提出すること。

10 広告掲載権者の決定

(1) 兵庫県は、応募のあった企業・団体について、応募金額及び広告内容を総合評価する方法により選考を行い、広告掲載権者を決定する。

なお、選考において適当な者がいないときは、広告掲載権者を決定しないことがある。

(2) 選考の結果については、速やかに応募のあった企業・団体に通知する。

11 広告掲載権者の責務

(1) 広告掲載権者は、掲載する広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情若しくは損害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、自らの責任及び負担において解決するものとする。

(2) 広告掲載権者が5の要件に違反し、又は掲載する広告が6の基準に違反することが判明した場合は、県は広告の掲載を中止するなど適切な措置をとるものとし、これに伴い生じる経費は、広告掲載権者が負担するものとする。

12 契約の締結

兵庫県は、広告掲載権者を決定したときは、当該広告掲載権者と県封筒への広告掲載に関する契約を締結（平成22年4月上旬を予定）する。

13 問い合わせ先及び申込先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局文書課 文書管理係

TEL (078) 341-7711 内線2045、2044

FAX (078) 362-3902